

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受ける方の記載例

給与所得について年末調整を受けた方で、特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受ける場合

手順1
13ページ参照

手順2
14ページ参照

手順3
18ページ参照

税務番号 27年5月16日 平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A		FA0110
住所 (又は居所) 〇〇市△△町x-xx-x	フリガナ コクワビイ タロウ	氏名 国税 太郎
平成27年1月1日の住所 同上	性別 男	世帯主の氏名 国税 太郎
	生年月日 461116	世帯主との続柄 本人

収入金額等	給与	7140000
	公的年金等	
所得金額	給与	5226000
	雑	
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	
	小規模企業共済等掛金控除	
	生命保険料控除	
	地震保険料控除	
	寡婦、寡夫控除	0000
	勤労学生、障害者控除	0000
	配偶者(特別)控除	0000
	扶養控除	0000
	基礎控除	0000
	⑥から⑮までの計	2573197
雑損控除		
医療費控除		
寄附金控除	695000	
合計	3268197	

課税される所得金額	1957000
上の①に対する税額	98200
配当控除	
復興特別所得税額	2062
所得税及び復興特別所得税の計	100262
外国税額控除	
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	171200
納める税金	00
申告納税額	70938
配偶者の合計所得金額	
申告期限までに納付する金額	00
延納届出額	000

※ 復興特別所得税額⑨欄の記入をお忘れなく。

手順4
29ページ参照

手順5
33ページ参照

手順5
33ページ参照

明治・・・「1」
大正・・・「2」
昭和・・・「3」
平成・・・「4」

該当する事項がある方のみ記入

還付される税金のある方のみ記入

- 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから記入します。
- 申告書は、ボールペンで、強く記入します。
- 申告書の該当する箇所は必ず記入します。
- 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- この記載例では、「平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書A用」の該当ページを示しています。詳細については、「平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書A用」を参照してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中にていねいに記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

<p>記入例①</p> <p>縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる</p>	<p>記入例②</p>	<p>記入例③</p>
---	-------------	-------------

【ご注意】

◎ 支払者から受領した「給与所得の源泉徴収票（原本）」を添付書類台紙に貼って提出しなければなりません。

(参考) 「給与所得の源泉徴収票」

平成26年分 給与所得の源泉徴収票										
支払を受ける者	住所又は居所	〇〇市△△町×-××-×			氏名	コケセイ タロウ (役職名)		国税 太郎		
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収額						
給与・賞与	714,000	522,600	2,573,197	171,200						
控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の控除の額	障害者の控除(本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額			
○	1			1,057,197	105,000	21,000				
(備考) 住宅借入金等特別控除可能額	国民年金保険料等の金額		介護医療保険料の金額	90,000						
配偶者の合計所得	新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額	25,000						
妻 良子	子 一郎 二郎 (年少)		社会保険料の金額	35,000						
中途退社・退職	受給者生年月日									
26	〇		46 11 16							
支払者	住所(居所)又は所在地	〇〇区〇〇×-×-×			氏名又は名称	〇〇産業株式会社				
					(電話)	××-×××××-××××				

特定新規中小会社の所在地・名称
(寄附先の所在地・名称)

〇〇市△△町
株式会社××

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額
(寄附金の額)

697,000円

手順1
13ページ参照

手順2
14ページ参照

32ページ参照

手順6
34ページ参照

平成 26 年分の所得異動及び確定申告書A

住所 〇〇市△△町×-××-×
氏名 国税太郎

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
給与	〇〇産業株式会社	714,000	171,200
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額			171,200

○ 雑所得(公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等

○ 住民税に関する事項

扶養親族の氏名 続柄 生年月日 別居の場合の住所
国税太郎 子 平成26.6.1

○ 雑損に関する事項

損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類など

○ 特例適用条文等

〇〇市△△町 株式会社××

寄附金 697,000

手順3
26ページ参照

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際の金額とは異なります。

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受ける方の記載例

【特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書】

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書

この明細書は、特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額について寄附金控除を受ける場合（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例により復興指定会社及び復興株式がそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなされる場合を含みます。以下同じです。）に、寄附金控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の所得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

(平成 26 年分) 氏名 国税太郎

1 寄附金控除額の計算

寄附金控除額の計算	寄附金の区分等	適用対象額 (最高1千万円)	①	697,000	円
		①以外の寄附金の額	②		
		① + ②	③	697,000	
		所得金額の合計額	④	5,226,000	
		④ × 40%	⑤	2,090,400	
		③と⑤のいずれか 少ない方の金額	⑥	697,000	
		寄附金控除額 (⑥ - 2千円)	⑦	695,000	(赤字のときは0)
		取得費の調整対象額の計算	⑧	2,090,400	(赤字のときは0)
		①と③のいずれか 少ない方の金額	⑨	697,000	
		取得費の調整対象額 (⑨ - 2千円)	⑩	695,000	(赤字のときは0)

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「3 控除対象特定(新規)株式の取得に要した金額の計算」欄の③の適用対象額を転記してください。
なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、まず、下の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄により適用対象額の合計を計算し、その金額を転記してください。

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の額から①の金額を除いたものを記入してください。

(注)申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の額と同額になります。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。
(注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
・退職所得及び山林所得がある場合…その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合…その所得金額(特別控除前の金額)
なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の④の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」欄の寄附金控除に転記してください。

控除対象特定新規株式と同一銘柄の株式の取得価格から控除されます。控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、下の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」により、銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。

2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細

控除対象特定 新規株式の銘柄		④	⑤	⑥	合計 (④+⑤+⑥)	
		円	円	円		
適用対象額(注1)		①			円	
取得費の調整対象額の計算	各控除対象特定新規株式の 適用対象額の合計に占める割合	⑦の④/①の①	%	⑦の⑤/①の①	%	100.00 %
	⑦ × ⑧	⑨	円	⑨ × ⑩	円	円
2千円控除の内訳(注2)		⑩			2,000	
取得費の調整対象額 (⑨ - ⑩)		⑪	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)	

(注1) ④欄には、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「3 控除対象特定(新規)株式の取得に要した金額の計算」欄の③の適用対象額を、控除対象特定新規株式の銘柄ごとに転記してください。

(注2) ⑩欄は、⑨から⑩の合計額が2,000円となるように入力してください。

税務署整理欄

資産課税部門	
--------	--

26.12

- 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けるための手続と必要な書類
- 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受ける方は、①この計算明細書と
- ②特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書及び次に掲げる書類を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。
- ③ 経済産業大臣が発行した特定新規中小会社に該当するものであること等の一定の事実の確認書
- ④ 特定新規中小会社が発行した個人投資家が一定の同族株主等に該当しない旨の確認書
- ⑤ 特定新規中小会社から交付を受けた株式異動状況明細書
- ⑥ 投資契約書の写し

【特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書】

特定(新規)中小会社が発行した株式の 取得に要した金額の控除の明細書	番号 <input type="text"/>
---------------------------------------	-------------------------

住所 (前住所)	〇〇市△△町×-××-×	フリガナ 氏名	コノビ タロウ 国枝 太郎
電話番号 (連絡先)	××-××××-××××	職業	会社員
		関与税理士名 (電話)	()

1 適用する特例の選択

- 租税特別措置法第37条の13第1項第__号(特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例)
- 租税特別措置法第41条の19(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)(震災特例法第13条の3(復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)の規定により適用される場合を含みます。以下同じです。)

2 その年中の株式の異動の状況

【銘柄: _____】

その年中の払込みによる取得の状況			その年中の譲渡又は贈与による異動の状況		
年 月 日	株 数		年 月 日	株 数	
26.10.2	10株		.	.	株
.	.		.	.	
.	.		.	.	
.	.		.	.	
合 計	3①欄へ 10株		合 計	3②欄へ 0株	

※ 特定(新規)中小会社から発行された「株式異動状況明細書」に、その年の1月1日から12月31日までの異動の状況が記載されている場合には、この欄に記載する必要はありません。

3 控除対象特定(新規)株式の取得に要した金額の計算

① その年中に払込みにより取得をした特定(新規)株式の数	10株
② その年中に譲渡又は贈与した①の特定(新規)株式と同一銘柄株式の数	0株
③ 控除対象特定(新規)株式の数(①-②)	10株 (マイナスの場合は0と書いてください)
④ ①の株式の取得に要した金額	697,000円
⑤ 控除対象特定(新規)株式の取得に要した金額((④)÷③)※適用対象額	697,000円

※ 租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額の控除」欄に、同明細書の「差引金額」欄の金額を限度として、「上場分」、「未公開分」の順に控除します。
 なお、租税特別措置法第41条の19の規定を適用する場合には、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の①欄に記載します(控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、同計算明細書の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄も記入します。)

記載上の注意事項

- この明細書は、租税特別措置法第37条の13(特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例)又は第41条の19(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 「1 適用する特例の選択」は、いずれかの特例の□に☑してください。租税特別措置法第37条の13を適用する場合は、その下線部に該当する号数を記載してください。
- これらの特例の適用を受けた株式を今後譲渡した場合の取得費の金額は、一定の調整計算を行う必要があります。詳しくは「株式等の譲渡所得等の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。
- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

(平成24年分以降適用)
H26.11